

三重県自然環境保全条例

平成十五年三月十七日

三重県条例第二号

改正	平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号	平成二二年一〇月二二日三重県条例第五〇号
	平成二四年三月二七日三重県条例第三〇号	平成二五年一二月二七日三重県条例第八九号

三重県自然環境保全条例をここに公布します。

三重県自然環境保全条例

三重県自然環境保全条例(昭和四十八年三重県条例第四十一号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 自然環境保全基本方針(第六条)
- 第三章 多様な自然環境の保全
 - 第一節 多様な自然環境の保全に関する施策(第七条)
 - 第二節 三重県自然環境保全地域の指定及び保全(第八条—第十五条)
 - 第三節 生態系維持回復事業(第十五条の二—第十五条の五)
 - 第四節 森林環境の保全(第十六条)
- 第四章 生物の多様性の確保
 - 第一節 生物の多様性の確保に関する施策(第十七条)
 - 第二節 三重県指定希少野生動植物種の指定(第十八条—第二十一条)
 - 第三節 三重県希少野生動植物監視地区の指定(第二十二条—第二十四条)
 - 第四節 移入種の放逐等の禁止等(第二十五条・第二十六条)
- 第五章 自然とのふれあいの確保
 - 第一節 自然とのふれあいの場の確保等(第二十七条・第二十八条)
 - 第二節 自然環境の保全活動の促進(第二十九条—第三十一条)
 - 第三節 緑化の促進(第三十二条)
- 第六章 開発との調整(第三十三条—第三十七条)
- 第七章 三重県自然環境保全審議会(第三十八条—第四十三条)
- 第八章 雑則(第四十四条—第五十条)
- 第九章 罰則(第五十一条—第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、[三重県環境基本条例](#)(平成七年三重県条例第三号)の理念にのっとり、多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保その他自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、自然と人との共生を実現し、もって広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにすることを目的とする。

(県等の責務及び協働)

第二条 県、事業者及び県民は、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 県は、市町と協働して自然環境の適正な保全に関する施策の推進に努めるものとする。

3 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成される民間の団体(第二十九条において「民間団体」という。)と協働して自然環境の適正な保全に取り組むよう努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号・二五年八九号〕

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(基礎調査の実施及び普及啓発等)

第四条 県は、国、他の地方公共団体等と連携し、地形、地質、植生及び野生動植物に関する事項その他自然環境の保全のために必要な事項について定期的に調査するとともに、自然環境の保全に関する研究を行うよう努めるものとする。

2 県は、自然環境の保全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、自然環境の保全に関する必要な情報の提供及び普及啓発に努めるものとする。

(地域開発施策等における配慮)

第五条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第二章 自然環境保全基本方針

(自然環境保全基本方針)

第六条 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針(以下「自然環境保全基本方針」という。)を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 自然環境の保全に関する基本構想

二 多様な自然環境の保全に関する基本的な事項

三 生物の多様性の確保に関する基本的な事項

四 自然とのふれあいの確保に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関する基本的な事項

3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、三重県自然環境保全審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

第三章 多様な自然環境の保全

第一節 多様な自然環境の保全に関する施策

(多様な自然環境の保全に関する施策)

第七条 県は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第二節 三重県自然環境保全地域の指定及び保全

(三重県自然環境保全地域の指定)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを三重県自然環境保全地域(以下「保全地域」という。)として指定することができる。

一 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

二 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域

三 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

四 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前三号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの

2 次の各号に掲げる区域は、保全地域の区域に含まれないものとする。

一 [自然環境保全法\(昭和四十七年法律第八十五号\)第十四条第一項](#)の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の区域

二 [自然公園法\(昭和三十二年法律第六十一号\)第二条第一号](#)に規定する自然公園の区域

3 知事は、第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長及び三重県自然環境保全審議会の意見を聴

かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する保全計画の案についても、あわせて、その意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、その案を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

9 第三項前段及び前二項の規定は保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第三項後段及び第四項から第六項までの規定は保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(保全計画の決定)

第九条 知事は、保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画(以下「保全計画」という。)を決定するものとする。

2 保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全する必要がある自然環境の特質その他保全地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

二 保全地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図る必要がある土地の区域(以下「特別地区」という。)の指定に関する事項

三 保全地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

四 保全地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

3 知事は、保全計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その保全計画を一般の縦覧に供しなければならない。保全計画を廃止し、又は変更したときも、同様とする。

4 前条第三項前段の規定は保全計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は保全計画の決定及び変更(第二項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用する。

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(保全事業の執行)

第十条 県は、保全計画に基づいて執行する事業であつて、自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するもの(以下「保全事業」という。)を執行するものとする。

2 市町は、知事に協議して、保全事業の一部を執行することができる。

一部改正〔平成一七年条例六七号・二四年三〇号〕

(特別地区)

第十一条 知事は、保全計画に基づいて、保全地域の区域内に、特別地区を指定することができる。

2 第八条第七項及び第八項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採(第十項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を指定するものとする。保全計画で当該特別地区に係るものの変更(第九条第二項第三号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。)をするときも、同様とする。

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で[森林法\(昭和二十六年法律第二百四十九号\)第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項](#)の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(第十三条第一項において「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採すること。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十二 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

5 前項の許可には、当該特別地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付けることができる。

6 知事は、第四項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

7 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第四項の許可を受けたものとみなす。

10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。

一 保全事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等(第十五条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

四 通常管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(野生動植物保護地区)

第十二条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

2 第八条第七項及び第八項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条第四項の許可を受けた行為(第四十六条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うためにする場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

三 保全事業を執行するためにする場合

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

五 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

六 通常管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

七 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

4 前条第五項の規定は、前項第七号の許可について準用する。

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(普通地区)

第十三条 保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。)内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で[森林法第三十四条第二項](#)本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があった場合において、保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるとき

は、届出をした者に対して、当該自然環境の保全のために必要な限度において、届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとることを命じることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して三十日(三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で知事が定める期間)を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日(第三項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次の各号に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 保全事業の執行として行う行為

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

六 保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(中止命令等)

第十四条 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十一条第四項若しくは第十二条第三項の規定に違反し、若しくは第十一条第五項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付けられた条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わる必要な措置をとることを命じることができる。

(土地の買取り)

第十五条 県は、保全地域における自然環境の保全のため特に必要があると認めるときは、当該保全地域内の土地を買い取るよう努めるものとする。

第三節 生態系維持回復事業

追加〔平成二二年条例五〇号〕

(生態系維持回復事業計画)

第十五条の二 知事は、生態系維持回復事業(保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。)の適正かつ効果的な実施に資するため、保全計画に基づき、三重県自然環境保全審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、三重県自然環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

追加〔平成二二年条例五〇号〕

(生態系維持回復事業の実施)

第十五条の三 県は、保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成二二年条例五〇号〕

(認定の取消し)

第十五条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

追加〔平成二二年条例五〇号〕

(報告徴収)

第十五条の五 知事は、第十五条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

追加〔平成二二年条例五〇号〕

第四節 森林環境の保全

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(森林環境の保全)

第十六条 県は、環境林([森林法第十条の五第一項](#)に規定する市町村森林整備計画において公益的機能を継続的かつ高度に発揮することを主たる目的とする森林として定められたものをいう。)の適正な整備及び保全を促進するため、市町等が行う環境林の整備に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第四章 生物の多様性の確保

第一節 生物の多様性の確保に関する施策

(生物の多様性の確保に関する施策)

第十七条 県は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況等の把握、希少野生動植物の種の保護その他の生物の多様性の確保に関する施策を講ずるものとする。

第二節 三重県指定希少野生動植物種の指定

(三重県指定希少野生動植物種の指定)

第十八条 知事は、県内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当する野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)のうち、特に保護する必要があると認める種を三重県指定希少野生動植物種(以下「指定希少野生動植物種」という。)として指定することができる。

- 一 種の存続に支障を及ぼす程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- 三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を及ぼす事情がある野生動植物

2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、規則で定める基準に適合する場合にすることができる。

3 指定は、指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針を定めてするものとする。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、三重県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針の案(次項及び第七項において「指定案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

7 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

8 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針を告示しなければならない。

9 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

10 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

11 第四項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第八項中「その旨並びに指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定希少野生動植物種」と、第九項中「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(県民等からの申出)

第十九条 県内に住所を有する者又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人は、規則で定めるところにより、前条に規定する指定希少野生動植物種の指定又は指定の解除の申出をすることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の申出に係る野生動植物の種が前条第二項の規則で定める基準に適合すると認めるときは、同条第一項の規定による指定を行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による指定の解除の申出があつた場合において、当該指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、前条第一項の規定による指定を解除しなければならない。

4 前条第三項から第九項までの規定は、第二項の規定による指定について準用する。

5 前条第四項、第八項及び第九項の規定は、第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、前条第八項中「その旨並びに指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定希少野生動植物種」と、前条第九項中「前項」とあるのは「第十九条第五項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(捕獲等の届出)

第二十条 指定希少野生動植物種の生きている個体(飼育し、若しくは栽培している個体又は繁殖させた個体を除く。以下同じ。)の捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があつた場合において、届出に係る捕獲等が第十八条第三項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対して、届出に係る捕獲等をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとることを命じることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して三十日(三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で知事が定める期間)を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日(第三項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る捕獲等に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次の各号に掲げる場合の捕獲等については、第一項の規定は、適用しない。

一 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

二 法令で捕獲等が制限されているものとして第十八条第三項の指針に定める場合(中止命令等)

第二十一条 知事は、前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する捕獲等をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者に対し、その行為が第十八条第三項の指針に適合しないものであるときは、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種の保護のため必要な措置をとることを命じることができる。

第三節 三重県希少野生動植物監視地区の指定

(三重県希少野生動植物監視地区の指定)

第二十二条 知事は、指定希少野生動植物種又は[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律\(平成四年法律第七十五号\)第四条第三項](#)に規定する国内希少野生動植物種(以下「指定希少野生動植物種等」という。)の保護のために必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域(当該指定希少野生動植物種等について[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項](#)の規定により生息地等保護区に指定された区域を除く。)であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物種等の保護のため重要と認めるものを、三重県希少野生動植物監視地区(以下「希少野生動植物監視地区」という。)として指定することができる。

2 次の各号に掲げる区域は、希少野生動植物監視地区の区域に含まれないものとする。

一 [自然環境保全法第十四条第一項](#)の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十五条第一項の規定により指定された特別地区及び第十一条第一項の規定により指定された特別地区の区域

二 [自然公園法第二十条第一項](#)の規定により指定された特別地域及び[三重県立自然公園条例\(昭和三十三年三重県条例第二号\)第十六条第一項](#)の規定により指定された特別地域の区域

3 第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種等及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長及び三重県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種等及び指定の区域の保護に関する指針の案(次項及び第七項において「指定案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

7 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

8 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種等及び指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならない。

9 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

10 知事は、希少野生動植物監視地区に係る指定希少野生動植物種等の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないときと認めるときは、指定を解除しなければならない。

11 第四項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第八項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種等及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第九項中「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号・二二年五〇号〕

(行為の届出)

第二十三条 希少野生動植物監視地区の区域内において、次の各号に掲げる行為(第十号から第十四号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
 - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 六 知事が指定する区域内において、木竹を伐採すること。
 - 七 指定希少野生動植物種等の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする事。
 - 八 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - 十 第七号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする事。
 - 十一 指定希少野生動植物種等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
 - 十二 指定希少野生動植物種等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
 - 十三 火入れ又はたき火をすること。
 - 十四 指定希少野生動植物種等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があった場合において、届出に係る行為が前条第三項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対して、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとることを命じることができる。
- 3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して三十日(三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で知事が定める期間)を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。
- 4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日(第三項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手し

てはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物種等の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次の各号に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置として行う行為
- 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- 三 前条第一項の規定による指定がされた際着手している行為
(中止命令等)

第二十四条 知事は、前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物種等の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物種等の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種等の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとることを命じることができる。

第四節 移入種の放逐等の禁止等

(移入種の放逐等の禁止)

第二十五条 何人も、国内及び国外を問わず人為により移動された動植物で、県内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(特定外来魚の増殖の抑制)

第二十六条 県は、特定外来魚(ブラックバス、ブルーギルその他の規則で定める魚類をいう。次項において同じ。)の増殖を抑制するため、生息する個体数の低減及び生息域の縮小に必要な施策を講じるよう努めるものとする。

2 知事は、特定外来魚の生息する池沼の所有者(管理者又は占有者で権限を有する者を含む。)に対し、生息する個体数の低減又は生息域の拡大の防止に必要な措置をとることを勧奨することができる。

第五章 自然とのふれあいの確保

第一節 自然とのふれあいの場の確保等

(自然とのふれあいの場の確保等)

第二十七条 県は、県民と自然との豊かなふれあいが保たれるよう、自然公園、森林公園、遊歩道等の整備及び河川、海岸、湖沼等の水辺地等におけるふれあいの場の確保に努めるものとする。

2 県は、市町その他の関係団体と協働して、前項に規定するふれあいの場を活用し、県民が自然とふれあう機会の増進に努めるものとする。

3 何人も、第一項に規定するふれあいの場等において、登山、釣り、キャンプその他の野外活動を行うに当たっては、野生動植物の保護に配慮し、これらの野外活動に

伴って発生するごみを持ち帰ること等により、自然環境への負荷をできる限り低減しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(自然環境保全指導員の設置)

第二十八条 県に自然環境保全指導員を置く。

2 自然環境保全指導員は、自然環境の保全に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 自然環境保全指導員は、自然とのふれあいの確保その他の自然環境の保全に必要な指導又は助言等を行うものとする。

第二節 自然環境の保全活動の促進

(自然環境の保全活動の促進)

第二十九条 県は、事業者、県民又は民間団体の自然環境の保全に資する自主的な活動を促進するため、技術指導等を行う人材の育成、情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

(里地里山保全活動計画の認定)

第三十条 多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然環境を形成することができる認められる市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、農地、湿地等の存する区域(以下「里地里山」という。)であつて次の各号に掲げる区域以外の区域において当該自然環境を保全しようとする団体(規則で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。以下「里地里山保全団体」という。)は、規則で定める事項を記載した里地里山における自然環境の保全活動に関する計画(以下「里地里山保全活動計画」という。)を定め、これを知事に提出して、当該里地里山保全活動計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 [自然環境保全法第十四条第一項](#)の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域及び第八条第一項の規定により指定された保全地域の区域

二 [自然公園法第二十条第一項](#)の規定により指定された特別地域及び[三重県立自然公園条例第十六条第一項](#)の規定により指定された特別地域の区域

三 [自然公園法第四十三条第一項](#)の規定により締結された風景地保護協定及び[三重県立自然公園条例第三十一条第一項](#)の規定により締結された風景地保護協定の目的となる土地の区域(前号に係る区域を除く。)

2 前項の場合においては、里地里山の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者の全員の同意がなければならない。

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(里地里山保全団体への支援)

第三十一条 県は、前条第一項の認定を受けた里地里山保全団体が行う里地里山の保全に資する自主的な活動を促進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 里地里山の保全に資する情報の提供
 - 二 里地里山の保全活動に対する指導又は助言
 - 三 前二号に掲げるもののほか、里地里山の保全活動を促進するために必要な支援
- 第三節 緑化の促進**

(緑化の促進)

第三十二条 県は、緑化を促進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 地域の特性に配慮した緑化に関する知識の普及及び意識の高揚
 - 二 県民等の緑化活動の促進に関する情報の収集及び提供
 - 三 県民等の緑化活動の促進に関する技術的な指導又は助言
 - 四 前三号に掲げるもののほか、緑化を促進するために必要な措置
- 2 事業者は、その所有し、又は管理する事務所又は事業所の緑化に努めるものとする。
- 3 県民は、その住居の緑化に努めるものとする。

第六章 開発との調整

(開発の考え方)

第三十三条 何人も、土地の区画形質の変更、工作物の建設その他これらに類する行為(第三十七条において「開発事業」という。)の実施に当たっては、自然環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するなど、自然環境の保全について適正に配慮するよう努めなければならない。

(開発行為の届出)

第三十四条 宅地の造成その他の規則で定める行為でその規模が規則で定める基準を超えるものを行う者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる区域における行為は、この限りでない。

- 一 [自然環境保全法第十四条第一項](#)の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域及び第八条第一項の規定により指定された保全地域の区域
- 二 [自然公園法第二十条第一項](#)の規定により指定された特別地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された海域公園地区及び[三重県立自然公園条例第十六条第一項](#)の規定により指定された特別地域の区域
- 三 第二十二条第一項の規定により指定された希少野生動植物監視地区の区域

2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があった場合において、希少野生動植物の種の保護、緑地の確保その他自然環境の保全のために必要があると認めるときは、届出をした者に対して、知事が別に定めるところにより助言又は勧告をすることができる。

3 前項の規定による助言又は勧告は、届出があった日から起算して三十日(三十日を経過する日までの間に同項の規定による助言又は勧告をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で知事が定める期間)を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日(第三項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が当該行為をしようとする地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(中止命令等)

第三十五条 知事は、前条第一項に規定する行為がその行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における希少野生動植物の種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、希少野生動植物の種の保護のため必要があると認めるときは、同項の規定による届出をせず同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による勧告に従わないでその行為をした者に対して、その支障を除去するために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又は必要な措置をとることを命じることができる。

(変更の届出)

第三十六条 第三十四条第一項の規定による届出をした者は、行為の規模その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 第三十四条第二項及び第三十五条の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「前項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第三十五条中「前条第一項に規定する行為」とあるのは「第三十六条第一項の規定による届出を要する行為」と、「同項の規定による届出をせず同項」とあるのは「第三十六条第一項の規定による届出をせず第三十四条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十六条第二項において準用する第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

(県が行う開発事業)

第三十七条 県は、開発事業の実施に当たっては、自然環境の保全についての配慮の内容を明らかにするよう努めるとともに、事後にその配慮方策の効果を把握するものとする。

第七章 三重県自然環境保全審議会
(設置等)

第三十八条 [自然環境保全法第五十一条第一項](#)の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置き、その組織及び運営に関しては、同条第三項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

2 審議会は、委員三十人以内で組織する。

(委員)

第三十九条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 関係行政機関の職員

三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四十条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第四十一条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第四十二条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 関係行政機関の職員

三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

(委任)

第四十三条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 雑則

(自然保護取締員)

第四十四条 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、第十四条、第二十一条及び第二十四条に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告及び検査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十一条第四項若しくは第十二条第三項第七号の許可を受けた者、第十三条第二項、第二十条第二項若しくは第二十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとることを命じられた者若しくは第三十四条第二項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域若しくは希少野生動植物監視地区の区域内の土地若しくは建物若しくは第二十条第一項若しくは第三十四条第一項の規定により届出を要する行為に係る土地若しくは建物内に立ち入り、第十一条第四項各号、第十二条第三項本文、第十三条第一項各号、第二十条第一項、第二十三条第一項各号、第三十四条第一項若しくは第三十六条第一項に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(国等に関する特例)

第四十六条 国の機関又は地方公共団体(以下この条において「国等」という。)が行う行為については、第十一条第四項又は第十二条第三項第七号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国等は、第十一条第七項、第十三条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十六条第一項の規定により届出を要する行為をし、

又はしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(実地調査)

第四十七条 知事は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更、保全事業の執行又は希少野生動植物監視地区の指定に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りその他の行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第四十八条 県は、第十一条第四項若しくは第十二条第三項第七号の許可を得ることができないため、第十一条第五項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付けられたため、若しくは第十三条第二項、第二十条第二項若しくは第二十三条第二項の規定による命令をされたため、又は前条第一項の規定による立入りその他の行為によって損失を受けた者に対し、通常生じる損失を補償する。

2 前項の補償を受けようとする者は、知事にその請求をしなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者にこれを通知しなければならない。

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(配慮)

第四十九条 保全地域及び希少野生動植物監視地区に関する規定の適用に当たっては、これらの区域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(規則への委任)

第五十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第九章 罰則

第五十一条 第十四条の規定による命令(第四十四条第一項の規定により自然保護取締員が行うものを含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

第五十一条の二 第二十一条又は第二十四条の規定による命令(第四十四条第一項の規定により自然保護取締員が行うものを含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

追加〔平成二二年条例五〇号〕

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第四項又は第十二条第三項の規定に違反した者
- 二 第十一条第五項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付けられた条件に違反した者
- 三 第二十条第一項の規定による届出をしないで指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をし、又は虚偽の届出をした者
- 四 第二十条第二項又は第三十五条(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

第五十二条の二 第二十条第五項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

追加〔平成二二年条例五〇号〕

第五十二条の三 第十三条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

追加〔平成二二年条例五〇号〕

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十三条第五項の規定に違反した者
- 三 第二十三条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- 四 第二十三条第二項の規定による命令に違反した者

五 第二十三条第五項の規定に違反した者

六 第四十五条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第四十七条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者

二 第三十四条第五項の規定に違反した者

一部改正〔平成二二年条例五〇号〕

(両罰規定)

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第四章、第六章、第四十四条(第二十一条及び第二十四条に係る部分に限る。)、第四十五条(第二十条第一項及び第二項、第二十三条第一項及び第二項、第三十四条第一項及び第二項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。))並びに第三十六条第一項に係る部分に限る。)、第四十六条第二項(第二十条第一項、第二十三条第一項、第三十四条第一項及び第三十六条第一項に係る部分に限る。)、第四十七条(希少野生動植物監視地区の指定に係る部分に限る。)、第四十八条(第二十条第二項及び第二十三条第二項に係る部分に限る。)、第四十九条(希少野生動植物監視地区に係る部分に限る。)、第五十一条(第二十一条、第二十四条及び第四十四条第一項(第二十一条及び第二十四条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第五十二条第一号(第二十条第五項に係る部分に限る。以下同じ。)、第三号及び第四号、第五十三条第一号(第二十三条第二項に係る部分に限る。以下同じ。)、第二号及び第三号、第五十四条第一号(第三十四条第一項及び第三十六条第一項に係る部分に限る。以下同じ。)、第二号(第三十四条第五項に係る部分に限る。以下同じ。)、第三号(第四十五条第一項(第二十条第一項及び第二項、第二十三条第一項及び第二項、第三十四条第一項及び第二項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。))並びに第三十六条第一項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)及び第四号(第四十七条第五項(希少野生動植物監視地区の指定に係る

部分に限る。)に係る部分に限る。以下同じ。)並びに第五十五条(第五十一条、第五十二条第一号、第三号及び第四号、第五十三条各号並びに第五十四条各号に係る部分に限る。)の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の三重県自然環境保全条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 改正前の条例第三十三条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成十五年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

4 改正前の条例第三十三条又は前項の規定によりなお効力を有することとされる同条の規定により締結された自然環境保全協定については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に第三十四条第一項の届出を要する行為に相当する行為に着手している者は、同項の届出を要しない。この場合において、施行日以後において当該相当する行為の規模を変更しようとする場合で、その規模の変更後に増加する土地の面積が規則に定める面積を超えるときは、同項を適用するものとする。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に改正前の条例第十三条第一項の規定により三重県自然環境保全審議会(以下「旧審議会」という。)の委員に任命されている者は、施行日に、第三十九条第一項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

8 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ施行日に、第四十条第一項の規定により、審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

9 この条例の施行の際現に改正前の条例第三十六条に規定する自然環境保全指導員である者は、施行日に、第二十八条第二項の規定により自然環境保全指導員に任命されたものとみなす。

10 第二項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要となる経過措置は、規則で定める。

(三重県屋外広告物条例の一部改正)

11 [三重県屋外広告物条例](#)(昭和四十一年三重県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「三重県自然環境保全条例(昭和四十八年三重県条例第四十一号)第二十四条」を「三重県自然環境保全条例(平成十五年三重県条例第二号)第十一条」に改める。

第五条第一項第七号中「第二十六条」を「第十三条」に改める。

附 則(平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則(平成二十二年十月二十二日三重県条例第五十号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二十四年三月二十七日三重県条例第三十号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年十二月二十七日三重県条例第八十九号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 三重県自然環境保全条例(平成十五年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 県は、市町と協働して自然環境の適正な保全に関する施策の推進に努めるものとする。

第二条に次の一項を加える。

3 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成される民間の団体(第二十九条において「民間団体」という。)と協働して自然環境の適正な保全に取り組むよう努めるものとする。

第二十九条中「県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体」を「事業者、県民又は民間団体」に改める。